

事務連絡  
令和2年7月16日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会  
事業部

解体工事の技術者要件に関する経過措置について（情報提供）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、平成26年改正建設業法において解体工事業が新たに追加されたことに伴い、建設業許可申請及び技術者要件について経過措置が講じられましたが、別添1のとおり、その経過措置期間が今年度末（令和3年3月31日）をもって終了となります。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に対して改めて周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、登録解体工事講習の実施機関である一般社団法人全国建設研修センターでは、別添2のとおり出張講習も実施していますので、併せてご案内いたします。

以上

【添付資料】

- ・別添1 解体工事業のみなさまへ（国土交通省リーフレット）
- ・別添2 「登録解体工事講習」の出張講習のご案内

（一般社団法人全国建設研修センター）

（担当）事業部 堤  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp

# 解体工事業の みなさまへ

経過措置期間は  
令和3年3/31<sup>水</sup>まで

解体工事業の  
経過措置の  
期限にご注意!!

営業所専任技術者

監理技術者

主任技術者



詳細は裏面を  
ご覧ください。

解体工事業者の方々へのご連絡です

# とび・土工工事業の技術者を解体工事業の 技術者とみなす経過措置期間が 令和3年3月31日をもって終了します

## 解体工事の技術者要件に関する経過措置について

### 建設業の許可申請について

経過措置対象となる技術者(とび・土工工事業の技術者)を営業所専任技術者として解体工事業の許可を受けている場合は、令和3年3月31日までに要件を備え、かつ変更してから2週間以内に許可行政庁へ有資格者区分の変更届提出が必要です。**変更届出が未提出の場合、経過措置にて取得している解体工事業許可は取り消し処分**となりますのでご注意ください。詳細については、許可を受けた行政庁(都道府県庁または各地方整備局)にお問い合わせをお願いします。

許可行政庁 一覧

検索

### 技術者要件について

経過措置対象となる土木施工管理技士などの資格を保有している方が、令和3年4月1日以降、「解体工事業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になるためには、「登録解体工事講習(以下、講習)」の受講又は**解体工事業の実務経験(1年以上)**どちらかが必要です。講習の対象者は以下の方々です。

#### 対象者

- 平成27年度までに合格した**1級土木施工管理技士**、**1級建築施工管理技士**の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合
- 平成27年度までに合格した**2級土木施工管理技士(種別:土木)**、**2級建築施工管理技士(種別:建築、躯体)**の方が、「一般建設業の営業所専任技術者」、「主任技術者」になる場合
- 技術士法の2次試験(建設部門又は総合技術監理部門「建設」)に合格した技術士の方が、「特定・一般建設業の営業所専任技術者」、「監理技術者」、「主任技術者」になる場合

※上記に該当しない建設機械施工管理技士、解体工事以外の実務経験による技術者などの方は、講習を受講しても資格を得られません。(新たに土木・建築施工管理技士等の資格取得又は解体の実務経験が必要です。)

## 『登録解体工事講習』実施機関のご案内

講習の受講等に関するご質問は、下記の実施機関へお問い合わせください。

登録番号1号

公益社団法人 全国解体工事業団体連合会

TEL. 03-3555-2196 URL <https://www.zenkaikouren.or.jp/>



登録番号2号

一般財団法人 全国建設研修センター

TEL. 042-300-1743 URL <http://www.jctc.jp/>



申し込み等の詳細は各実施団体のホームページを参照ください。



国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

## 「登録解体工事講習」の出張講習のご案内

一般財団法人 全国建設研修センター

当センターは、標記講習の第2号登録機関として、平成28年度より「登録解体工事講習」を実施しております。

この講習は、平成28年6月の建設業法改正による「解体工事業」新設に伴い従前の「とび・土工工事業」の技術者が「解体工事業」の技術者になるための講習です。

そして、とび・土工工事の技術者が解体工事の技術者として従事できる技術者要件の経過処置期間は、令和3年3月31日までとなっておりますので、貴会会員様の技術者の方へのご周知方よろしくお願いいたします。

また、当センターは、標記講習の「一般講習」のほかに「出張講習」も実施しております。そこで、貴会会員様が「出張講習」の開催をご希望される場合や講習の詳細につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、実施に際しては、新型コロナウイルス感染症予防対策を行っての開催となります。

### ・出張講習の概要

#### 【講義時間】

講義 3.5時間 修了試験 0.5時間

- ・解体工事の関係法令に関する科目
- ・解体工事の工法に関する科目
- ・解体工事の実務に関する科目

#### 【実施概要】

- ・受講料 8,250円/1人(その他事務費用がかかります)
- ・受講者 50名様以上でお申し込みください。
- ・実施会場の確保をお願いいたします。(新型コロナウイルス感染症対策を講じた席)
- ・受講者の申込情報(氏名、生年月日、本籍地、顔写真等)の整理をお願いいたします。

#### 【問い合わせ先】

事業推進室 解体工事講習 管理課 042-300-1743 担当 渡邊